

# 茨城県報 第7327号

昭和60年3月7日

木曜日

## 目次

### 告 示

●道路の供用開始(2件)(道路維持課).....	ページ 1
--------------------------	----------

### (大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示.....	2
-------------------------------	---

### 公 告

●理容師試験及び美容師試験の実施(環境衛生課).....	3
●都市計画案の縦覧(8件)(都市計画課).....	5
●建築許可に関する聴聞(4件)(建築指導課).....	13

## 告 示

### 茨城県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和60年3月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道355号
- 2 供用開始の区間  
笠間市笠間字荒町1300-1番から  
同市 大字金井字石崎18-2番まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年3月8日

### 茨城県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和60年3月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道成田小見川鹿島港線
- 2 供用開始の区間  
鹿島郡神栖町大字息栖字出木々2853—21番から  
同郡 同町 大字筒井字東山1470—19番まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年3月7日

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第1号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商工指導課内)に到着するよう提出して下さい。

昭和60年3月7日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 真 男

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 な べ や
  - 2 届出者の住所 新治郡八郷町柿岡1937の1
  - 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社 なべや牛久店  
稲敷郡牛久町田宮137
  - 4 現在の閉店時刻 午後6時45分
  - 5 繰下げ後の閉店時刻  
午後6時45分(ただし、昭和60年3月17日から昭和60年9月16日まで)
  - 6 閉店時刻の繰下げを行う年月日  
昭和60年3月17日
- ~~~~~

## 公 告

### ●理容師試験及び美容師試験の実施

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項に規定する理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項に規定する美容師試験を次のとおり実施する。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和60年第1回理容師試験及び美容師試験実施要領

#### 1 受験申込票受付期間及び受付時間

昭和60年4月2日（火）から昭和60年4月4日（木）までの毎日午前9時30分から午後4時まで

#### 2 受験申込票受付場所

水戸市三の丸1丁目4番50号（茨城県自治会館内）

茨城県環境衛生営業指導センター

電話（0292）25—6603

（注） 受験申込票は、本人又は代理人が直接持参するものとし郵送による受験申込票は受理しない。

#### 3 試験期日及び試験場所

| 期 日 等   |     | 試 験 場                          |                                                                                |
|---------|-----|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 学 科 試 験 | 理 容 | 昭和60年4月28日（日）                  | 水戸市元吉田1012 (0292—47—5711)<br>茨城県立水戸工業高等学校                                      |
|         | 美 容 |                                | 水戸市八幡町16番1号<br>茨城高等学校 (0292—21—4936)<br>水戸市白梅2丁目1番45号<br>水城高等学校 (0292—47—6509) |
| 実 地 試 験 | 理 容 | 昭和60年6月4日（火）                   | 水戸市常磐町2丁目3番37号<br>茨城県理容専修学校 (0292—25—2521)                                     |
|         | 美 容 | 昭和60年6月11日（火）<br>昭和60年6月13日（木） | 石岡市府中1丁目2番13号<br>茨城県理容美容専門学校(02992—2—2373)                                     |

#### 4 試験科目

##### (1) 学科試験

- ア 衛生法規大意
- イ 生理解剖学大意
- ウ 消毒法
- エ 伝染病学（細菌学を含む。）大意

- オ 公衆衛生学大意
- カ 皮膚科学大意
- キ 物理及び化学(化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。)大意
- ク 理容理論大意又は美容理論大意

(2) 実地試験

- ア 理容又は美容の基礎的技術
- イ 消毒薬の取扱い
- ウ 理容又は美容を行う場合の衛生上の取扱い

5 受験資格

厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、理容師又は美容師となるために必要な知識及び技能を修得した後、昭和60年4月4日現在において実地習練期間が1年以上(実地習練日数が280日以上であることを要する。)となる者

6 学科試験免除

昭和58年以降茨城県知事施行の理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者は、学科試験が免除される。

7 提出書類

(1) 学科試験受験者

- ア 受験申込票(申込票は県で所定のを準備する。)
- イ 厚生大臣の指定した養成施設を卒業したことを証する書類
- ウ 実地習練証明書
- エ 写真(受験申込前6カ月以内に撮影した正面上半身脱帽で大きさは縦5センチメートル、横4センチメートルのもの)1葉

(2) 学科試験を免除される者

- ア 上記(1)の提出書類中ア、エの書類
- イ 学科試験合格証明書の写し(本証持参のこと。)

8 受験手数料 6,000円

9 その他

- (1) 受験申込票の請求については、あて先明記の返信用封筒(角型3号に120円切手を貼つたもの。)を同封のうえ、茨城県衛生部環境衛生課あて郵送で申し込むか、直接取りに来ること。
  - (2) 受験申込票提出の際は、印鑑を持参すること。
  - (3) 合格発表は、茨城県庁衛生部掲示板に掲示するほか本人に通知する。
-

●都市計画案の縦覧

日立都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

ア 日 立 市

(ア) 市街化区域に追加する部分

① 日立市川尻町字南切関の全部

” ” 字切関、字台ノ後、字山ノ神下、字寺ノ後及び字天神谷の各一部

” 折笠町字天神前及び字七長田の各一部

” 砂沢町字赤坂の一部

② 日立市小木津町字根柄、字鼠坂、字榎添、字田中、字横内、字石田及び字左作の各一部

③ 日立市台原町一丁目、二丁目及び三丁目の各全部

” 大沼町三丁目及び字台原の各一部

” 森山町字大原の一部

④ 日立市久慈町四丁目の一部

⑤ 日立市久慈町四丁目の一部

” 留町字北河原の地先公有水面

(イ) 市街化区域から除外する部分

⑥ 日立市留町字北河原の一部

イ 十 王 町

(イ) 市街化区域に編入する部分

⑦ 十王町大字友部字大谷下の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 日立市役所都市計画部都市計画課

(3) 十王町役場建設課

4 縦 覧 期 間 昭和60年3月8日から昭和60年3月22日まで

~~~~~

日立都市計画用途地域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の種類 用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容

ア 日立市

(ア) 第一種住居専用地域

a 追加する部分

- ① 日立市川尻町字南切関の全部  
     "      "      字切関、字台ノ後、字山ノ神下、字寺ノ後及び字天神谷の各一部  
     "      折笠町字天神前及び字七長田の各一部  
     "      砂沢町字赤坂の一部
- ② 日立市小木津町字根柄、字櫛添、字横内、字石田及び字左作の各一部
- ③ 日立市大沼町三丁目及び字台原の各一部  
     "      森山町字大原の一部  
     "      台原町一丁目及び三丁目の各全部並びに二丁目の一部

b aに係る規制の内容

- ① 建ぺい率40パーセント以下、容積率80パーセント以下
- ② "      50      "      "      100      "
- ③ "      50      "      "      100      "

(イ) 第二種住居専用地域

a 除外する部分

- 日立市川尻町字友部境及び字新関の各一部  
 "      本宮町五丁目の一部  
 "      滑川町字明神越の一部

(ロ) 住居地域

a 追加する部分

- 日立市久慈町四丁目の一部  
 "      小木津町字田中、字櫛添及び字鼠坂の各一部  
 "      川尻町字友部境の一部  
 "      本宮町五丁目の一部

〃 滑川町字明神越の一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率60パーセント以下、容積率200パーセント以下

c 除外する部分

日立市本宮町五丁目の一部

〃 東町四丁目の一部

イ 十 王 町

(ア) 第二種住居専用地域

a 追加する部分

十王町大字友部字大谷下、字鳥井戸及び字屋敷前の各一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率60パーセント以下、容積率200パーセント以下

c 除外する部分

十王町大字友部字鳥井戸、字宮ノ前及び字表宿の各一部

(イ) 住居地域

a 追加する部分

十王町大字友部字鳥井戸、字宮ノ前及び字屋敷前の各一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率60パーセント以下、容積率200パーセント以下

(ウ) 近隣商業地域

a 追加する部分

十王町大字友部字鳥井戸及び字表宿の各一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率80パーセント以下、容積率200パーセント以下

c 除外する部分

十王町大字友部字鳥井戸及び字屋敷前の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 日立市役所都市計画部都市計画課

(3) 十王町役場建設課

4 縦覧期間 昭和60年3月8日から昭和60年3月22日まで

~~~~~

日立都市計画土地区画整理事業の変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 土地区画整理事業（川尻駅前土地区画整理事業）

2 都市計画を変更する土地の区域

多賀郡十王町大字友部字鳥井戸の全部  
 " " " 字宮ノ前の全部  
 " " " 字表宿の一部  
 " " " 字大谷下の一部  
 " " " 字屋敷前の一部  
 " " " 字河原田の一部  
 " " " 字土淵の一部  
 " " 大字伊師本郷字中川根の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 十王町役場

4 縦 覧 期 間 昭和60年3月8日から昭和60年3月22日まで

下館・結城都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

ア 下 館 市

(ア) 市街化区域に追加する部分

下館市大字二木成字前田及び字二木成の各一部

" 大字西榎生字新谷の一部

〃 大字玉戸字山ヶ島及び字西原の各一部

イ 結 城 市

(ア) 市街化区域に追加する部分

結城市大字結城字新福寺及び字川木谷の各一部

ウ 岩 瀬 町

(ア) 市街化区域から除外する部分

岩瀬町大字間中字向原及び字谷原の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 下館市役所企画部企画課

(3) 結城市役所建設部都市計画課

(4) 岩瀬町役場都市計画課

4 縦 覧 期 間 昭和60年3月8日から昭和60年3月22日まで

~~~~~

下館・結城都市計画用途地域を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容

ア 下 館 市

(ア) 第一種住居専用地域

a 追加する部分

下館市大字二木成字前田及び字二木成の各一部

〃 大字西榎生字新谷の一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率40パーセント以下、容積率80パーセント以下

(イ) 商業地域

a 除外する部分

下館市字下田中の一部

b 追加する部分

下館市字下田中の一部

- c bに係る規制の内容  
建ぺい率80パーセント以下，容積率400パーセント以下
- d 変更する部分  
下館市字下田中の一部
- e dに係る規制の内容  
建ぺい率80パーセント以下，容積率500パーセント以下

(ウ) 準工業地域

- a 除外する部分  
下館市字下田中の一部
- b 追加する部分  
下館市字下田中の一部
- c bに係る規制の内容  
建ぺい率60パーセント以下，容積率200パーセント以下

(エ) 工業地域

- a 追加する部分  
下館市大字玉戸字山ヶ島及び字西原の各一部
- b aに係る規制の内容  
建ぺい率60パーセント以下，容積率200パーセント以下

イ 結 城 市

(ア) 第一種住居専用地域

- a 追加する部分  
結城市大字結城字新福寺及び字川木谷の各一部
- b aに係る規制の内容  
建ぺい率40パーセント以下，容積率80パーセント以下
- c 変更する部分  
結城市大字結城字川木谷の一部
- d cに係る規制の内容  
建ぺい率50パーセント以下，容積率100パーセント以下

ウ 岩 瀬 町

(ア) 工業専用地域

- a 除外する部分  
岩瀬町大字間中字向原及び字谷原の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課

- (2) 下館市役所企画部企画課
- (3) 結城市役所建設部都市計画課
- (4) 岩瀬町役場都市計画課

4 縦 覧 期 間 昭和60年3月8日から昭和60年3月22日まで

~~~~~

下館・結城都市計画土地区画整理事業(南部第一土地区画整理事業)を決定する必要が生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書をきます。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の種類 土地区画整理事業(南部第一地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域  
結城市大字結城字貉塚の全部  
" " 字湿辺, 字下山, 字新福寺及び字繁昌塚の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
茨城県土木部都市計画課及び結城市役所
- 4 縦 覧 期 間 昭和60年3月8日から昭和60年3月22日まで

~~~~~

下館・結城都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
3・4・14 駅南・停車場線  
都市計画を追加する区域  
結城市大字結城字新福寺及び字田村内の各一部
- 3・4・18 下り松・根本原線  
都市計画を追加する区域  
結城市大字結城字下り松及び字油内の各一部

## 3・6・21 大橋・下小埜線

都市計画を追加する区域

結城市大字結城字貉塚及び字新福寺の各一部

## 3・2・33 小田林・蓮沼線

都市計画を追加する区域

結城市大字結城字田村内の一部

## 3・4・51 下り松・公達線

都市計画を追加する区域

結城市大字結城字油内，字田村内，字新福寺，字貉塚及び字公達の各一部

## 2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 結城市役所

## 3 縦覧期間 昭和60年3月8日から昭和60年3月22日まで

~~~~~

下館・結城都市計画第一種市街地再開発事業（下館駅前地区）を決定する必要が生じたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 都市計画の種類 第一種市街地再開発事業（下館駅前地区）

## 2 都市計画を定める土地の区域

下館市字花の前及び字下田中の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 下館市役所

## 4 縦覧期間 昭和60年3月8日から昭和60年3月22日まで

~~~~~

下館・結城都市計画道路を変更する必要が生じたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について意見のあるかたは，縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて，意見書を提出することができます。

昭和60年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域
  - 3・4・1 稲荷町線  
下館市字下田中, 字花の前の各一部
  - 3・4・10 駅前中館線  
下館市字下田中, 字花の前の各一部
- 2 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 茨城県土木部都市計画課
  - (2) 下館市役所
- 3 縦 覧 期 間 昭和60年 3 月 8 日から昭和60年 3 月 22 日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和60年 3 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和60年 3 月 11 日 午前10時
- 2 聴 聞 場 所 那珂郡東海村大字村松字下の内1220—524他 2 筆
- 3 聴 聞 事 項 第一種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
マーケットの増築について
- 4 申請者住所氏名 那珂郡東海村大字舟石川828—8  
川 崎 義
- 5 建築物構造規模 鉄骨造 2 階建 増築  
申請延面積276.59㎡ 既存742.89㎡
- 6 敷 地 面 積 1,898.64㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 那珂郡東海村大字村松字下の内1220—524他 2 筆

- 1 聴 聞 期 日 昭和60年 3 月 11 日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 那珂郡東海村大字舟石川字石橋向819—42, 字石橋65
- 3 聴 聞 事 項 第一種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
店舗併用住宅の新築について
- 4 申請者住所氏名 那珂郡東海村大字舟石川809  
住 谷 孝
- 5 建築物構造規模 鉄骨造 2 階建 新築  
申請延面積413.19㎡
- 6 敷 地 面 積 573.00㎡

- 7 建築物の位置 那珂郡東海村大字舟石川字石橋向819-42, 字石橋65  
(東海駅周辺土地区画整理事業4街区4-3, 5)

- 1 聴聞期日 昭和60年3月11日午後1時30分  
2 聴聞場所 勝田市大字東石川字雷3401他2筆  
3 聴聞事項 第二種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
車庫の新築について  
4 申請者住所氏名 勝田市東石川2-10-1  
勝田市長 清水 昇  
5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート及び鉄骨造平家建 新築  
申請延面積192.75㎡  
6 敷地面積 2,218.00㎡  
7 建築物の位置 勝田市大字東石川字雷3401他2筆  
(大島土地区画整理事業第2工区9-1街区1他2)

- 1 聴聞期日 昭和60年3月12日 午前11時  
2 聴聞場所 鹿島郡神栖町大字知手中央6丁目3378-160, 3378-239  
3 聴聞事項 第一種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
店舗併用住宅の新築について  
4 申請者住所氏名 鹿島郡神栖町知手中央6-12-3  
今津昌昭  
5 建築物構造規模 木造2階建 新築  
申請延面積154.01㎡  
6 敷地面積 375.95㎡  
7 建築物の位置 鹿島郡神栖町大字知手中央6丁目3378-160, 3378-239

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所